

入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

患者さんの食事自己負担額変更について

令和8年度6月1日から厚生労働省の通知により食事療養標準負担額が以下の通り変更になります。

食事の自己負担額(1食あたり)

一般	510円 → 550円
区分Ⅱ	240円 → 270円
区分Ⅰ	110円 → 130円

※区分Ⅰ・Ⅱ(市民税非課税世帯の方が対象です)

澁野辺総合病院 病院長